

健保財政と 保険料率の変更について

健全な健保運営を継続し、被保険者やそのご家族の支援を引き続き強化していくために保険料率を引き上げます。

健保の財政は大幅な赤字です

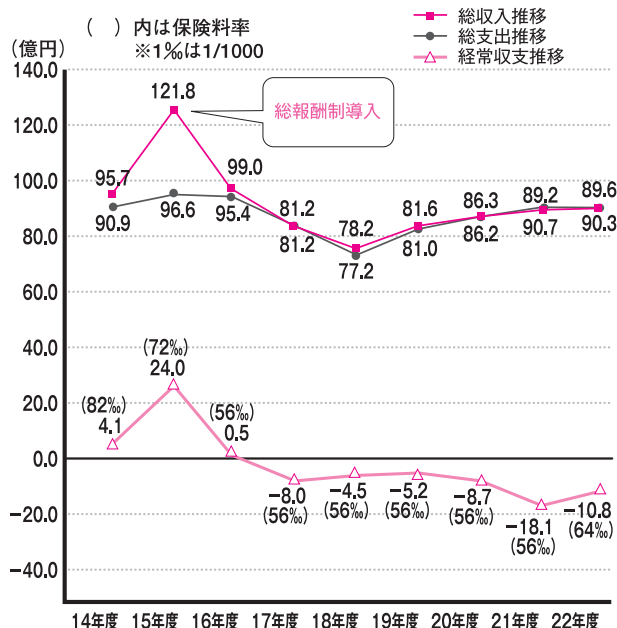
これまでもけんぽだよりでご報告しているとおり、高齢者医療制度や少子高齢化による医療費の増大により健保財政は大幅な赤字となっています。さらに22年度は、5月に国会で国庫負担金を健保組合に肩代わりさせる法案が可決承認され、保険者が負担する後期高齢者医療費4割のうちの3分の1が標準報酬金額に比例して国への納付金が増大する「総報酬割」が課せられました。そのため、平成22年度では10.8億円の赤字となる見込みです。今後は、現在検討されている新しい高齢者医療制度や4割の健保負担分全額総報酬割等、さらに負担が増加するものと考えられます。

平成23年度も保険料率を引き上げます

平成15年の総報酬制の導入により、賞与からも保険料を徴収することになり、別途積立金を取り崩すことを前提に平成16年度より保険料率を56/1000に引き下げて健保運営を行ってきましたが、別途積立金が法定準備金と同額程度になったため、平成21年度第2回組合会で、3年間にわたり、段階的に保険料率を引き上げることが承認されました。平成22年度は、保険料率を56/1000から64/1000に改定し、一方、ジェネリック通知等の医療費削減に向けた新たな保健事業に取り組みながら、費用の削減等の改善も重ね、事業運営を行ってきましたが、残念ながら、別途積立金からの繰り入れが10億円程度必要なこと、さらに支出をまかなうために必要な保険料率を表す現在の実質保険料率が、72/1000近辺で推移していることなどから、改定の2年目にあたる平成23年度においても、保険料率を引き上げざるを得なくなりました。

正式には、2月開催の組合会で承認をいただくことになりますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

総収入・総支出・経常収支推移



保険料率と実質保険料率

